

内閣参質二一三第一五五号

令和六年六月十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出京急蒲田駅を「京急蒲田コハイ駅」とするキャンペーンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出京急蒲田駅を「京急蒲田コハイ駅」とするキャンペーンに関する質問に
対する答弁書

一について

お尋ねについては、公共交通機関における御指摘の「酒類の広告」は、酒類関係の事業者等において、御指摘の「アルコール健康障害の発生、進行及び再発防止の配慮」がなされるよう、関係法令及び御指摘の「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」（以下「自主基準」という。）を踏まえた上で、事業者等の自らの判断において行われるものと考えている。

二について

御指摘の「飲酒する場を鉄道事業者が設けること」については、御指摘の「乗客の安全」の確保にも配慮しつつ、関係法令を踏まえた上で、鉄道事業者の自らの判断において行われるものと考えている。

三について

前段のお尋ねについては、個別の事業者の活動に関する事項であり、政府としてお答えする立場にない。
後段のお尋ねについては、御指摘の「同様のキャンペーン」の具体的に意味するところが必ずしも明ら

かではないが、政府としては、事業者等において、関係法令を踏まえた上で、今後のイベント等の開催について適切に判断されるものと考えている。

四について

御指摘の「駅・交通機関等」における御指摘の「酒類の広告」については、一について述べたとおり、酒類関係の事業者等において関係法令及び自主基準を踏まえた上で、事業者等の自らの判断において行われるものと考えており、政府としては、御指摘のように「改めて求めるべきである」とは考えていない。